豊島区会計年度任用職員（青少年支援員）採用選考実施要項

令和8年11月11日

豊　島　区

この採用選考は、豊島区において、青少年支援員として勤務する会計年度任用職員を採用するために実施します。

１．任用予定数及び職務内容

区　分	会計年度任用職員
職　名	青少年支援員
任用予定数	１名
職務内容	① 青少年との関係を築き、過ごしやすい環境を提供すること。 ② 青少年の心身の健全な発達及び成長に係る遊び、生活、学習等に関する指導を行うこと。 ③ 保護者との連絡及び相談に関すること。 ④ 地域住民、地域団体、学校等との連携及び対応に関すること。 ⑤ 前各号のほか、青少年の健全な育成に関すること。（行事やイベントの企画運営、お知らせ・ホームページの作成、各種事務等）

２．応募資格

採用日現在、次のいずれかに該当する方

（１） 学校教育法の規定による小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼稚園の教諭となる資格を有する者

（２）社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士の資格を有する者

（３）学校教育法に基づく大学院、大学において、心理学、教育学、社会学、社会福祉学、児童学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科あるいは専修する学科又はこれらに相当する課程を修了し卒業した者

（４）児童福祉法施行令に定める保育士の資格を有する者

（５）地方公共団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人等において、中高生や若者支援に関わる相談援助等の実務経験が２年以上ある者

※応募資格（５）に該当する者は、業務内容、従事期間等がわかる証明書を申込み時に添付のこと。

なお、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

―地方公務員法第16条（欠格条項）―

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

１　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

３．勤務条件等

（１）任用予定日　　令和９年１月１日以降の月初（勤務開始日は１月４日以降となります）

（２）任用期間　　令和９年３月３１日まで
※ 勤務成績が良好な場合、公募によらず、再度の任用を行うことがあります。

（３）条件付採用期間　　原則１か月
※１か月の実勤務日数が１５日に満たない場合は、１５日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。
※ 任用の都度、条件付採用期間があります。

（４）勤務日数及び勤務時間　　１か月につき１８日勤務　　※土日勤務あり
１日につき７時間３０分勤務
（午前９時３０分～午後８時１５分までの指定する時間）

（５）勤務場所　　豊島区立中高生センタージャンプ東池袋
（豊島区東池袋 2-38-10）
※中高生センタージャンプは、主な利用対象者を中高生等とした児童厚生施設（児童館）です。学習の場の提供、音楽やダンスの場の提供、調理の場の提供、友人との語らいの場やボランティア活動の場を提供して、中学生や高校生の自主的な活動を支援しています。
※業務上必要な場合は、中高生センタージャンプ長崎（豊島区長崎 2-24-13）へ配属される場合があります。

（６）超過勤務　　原則なし　※ただし、区民対応等緊急時に可能性あり

（７）報酬額　　月額 258,000 円程度（地域手当相当分を含む）
※その他通勤手当、期末・勤勉手当支給あり（要件に該当した場合に支給）
※条例等の定めるところにより、金額が変更される場合があります。
・給与等支給日：原則毎月１５日
・支払方法：口座振込（本人名義のものに限る）

（８）休暇制度等　　年次有給休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇、育児時間、病気休暇、災害休暇、母子保健健診休暇、公民権行使等休暇等
※一部、勤務要件を満たす必要がある場合があります。

（９）社会保険　　各法令に規定されている加入要件を満たすと、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入する必要があります。
（今回募集の青少年支援員については、上記各社会保険に加入していただきます）

（１０）服務　　地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。
（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）

（１１）募集事業者名　　豊島区

4．選考方法等

（1）一次選考　　書類審査
採用選考申込書、自己申告書及び課題論文（1200字程度）

（2）二次選考　　面接
第一次選考合格者を対象に実施します。
※時間・会場等の詳細は、第一次選考結果とともに通知します。

（3）選考結果通知　※合否にかかわらず全員に郵送により通知します。
※電話等による問合せには応じられません。
※採用予定者には、健康診断を受診していただきます。

5．応募方法

以下の書類を子ども若者課管理・計画グループに持参、または簡易書留で送付してください。

（1）豊島区会計年度任用職員採用選考申込書（青少年支援員）
印刷し必要事項を記入の上、証明写真（縦4㎝×横3㎝）を貼付。
（2）採用選考自己申告書
（3）資格要件を証明する書類の写し
（4）課題論文（1200字程度）
（5）返信用封筒（定型サイズに宛先を記入・切手不要）

6．申込先

〒171-8422　豊島区南池袋2-45-1
豊島区子ども家庭部子ども若者課管理・計画グループ（豊島区役所本庁舎4階）
TEL　03－4566－2471
※持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時00分
※郵送の場合は、封筒の表に「豊島区会計年度任用職員採用選考申込」と朱書きしてください。簡易書留によらない郵送での事故については責任を負いません。

【留意事項】
- ご提出いただいた応募書類は返却しません。
- 申込書記載の個人情報については、試験及び手続きに必要な範囲内で利用します。

7．こども性暴力防止法に基づく対応について

令和8年12月25日に施行される「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和6年法律第 69 号、以下「こども性暴力防止法」）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者は、本職に従事することができません。

豊島区は、採用に際し、特定性犯罪の前科の有無を確認します。採用が12月24日（施行日前）までに決定した場合は、法施行日である12月25日以降に前科の有無を確認し、前科が確認されたときは内定を取り消すものとします。

また、採用が12月25日（施行日）以降に決定した場合は、採用決定後速やかに前科の有無を確認し、その結果前科があると認められた場合は、採用取り消しまたは採用後の免職等の対象とします。なお、採用過程において特定性犯罪前科について虚偽の申告を行ったことが判明した場合は、法施行日前に採用が決まっていたかどうかにかかわらず、内定取消し（又は免職）の事由となります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」については、4ページを参照

8．求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止について

豊島区では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づき、公正な職員採用活動の実施とセクシュアルハラスメントの防止に努めています。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設けています。詳細は区ホームページ（https://www.city.toshima.lg.jp/598/kuse/jinji/harassment/sekuhara.html）をご覧ください。

9．問い合せ先

〒171-8422　豊島区南池袋2-45-1
豊島区子ども家庭部子ども若者課管理・計画グループ（豊島区役所本庁舎4階）
TEL　03－4566－2471（平日8：30～17：00）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）
第二条（略）
7　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
三　児童福祉法第六十条第一項の罪
四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為
ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
8　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの
附　則
（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）
第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。
一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
2　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。
（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）
第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第
440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。